

令和8年8月28日策定

企画部総合政策課

1 目的・基本的な考え方

(1) ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、新居浜市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、制度の基本的な考え方及び事務手続きの方向性を明確にし、円滑かつ適正な制度運営を図ることを目的とする。

なお、本ガイドラインはネーミングライツ事業に関する運用指針として位置付けるものであり、事業実施にあたっては、実施要綱に基づくものとする。

(2) 基本的な考え方

本制度は、広告・広報等を目的とする「愛称の命名権」を導入するものであり、施設の正式名称、設置目的、所有権、管理権又は管理運営の方法等を変更するものではない。

2 導入手続きフロー

ネーミングライツの導入検討から運用開始までの標準的な流れは以下のとおりとする。

段階	項目	内容
①準備	対象施設の選定	施設所管課にて導入による効果や公共性を検討し、対象施設を選定
②設定	募集要項の策定	ネーミングライツ審査委員会にて最低希望価格、ネーミングライツの付与期間等を決定し、愛称条件等を定める「募集要項」を策定
③募集	公募の実施	特定募集型とし、ホームページ等で募集（書類審査方式）
④選考	ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ審査委員会にて総合評価を行い、優先交渉権者を選定
⑤契約	協議・締結	仕様や地域貢献策の詳細を協議し、実施要綱第11条に基づき契約を締結
⑥運用	表示変更・周知	看板架け替え等を実施。市と企業で協力し愛称の周知に努める

3 対象施設等について（実施要綱第4条関連）

（1）対象施設等の選定

ネーミングライツの対象となる施設等は、個々の施設の設置目的や利用状況を考慮したうえで、施設所管課において導入可否を検討する。

（2）対象外とする施設

原則として次に掲げる施設等は対象外とする。

ア 本庁舎、支所、消防施設その他行政執務を主たる用途とする施設

イ 学校、保育施設、市営住宅その他市民生活への影響が大きく、混乱を招くおそれが高い施設

ウ 歴史的経緯、寄贈、顕彰その他の事情により愛称命名が適当でない施設

エ 市民公募等により既に愛称が定着している施設

オ 施設の廃止又は維持管理方法等の検討が見込まれる施設

カ その他市長が不適当と認める施設

（3）指定管理者制度導入施設への対応

対象施設等が指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者の不利益とならないよう、指定管理者と十分協議すること。

4 パートナーの制限基準（実施要綱第5条関連）

（1）市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に適合しない業種及び事業者については、パートナーとして選定しない。

（2）その他、パートナーとして市長が不適当と認める事業者

5 愛称の命名基準（実施要綱第6条関連）

命名する愛称は、次の基準をすべて満たすものとする。

ア 市民に親しみやすく、呼びやすいものであること

イ 救急・消防活動その他の公共サービスに支障をきたさない名称であること

ウ 第三者の商標権を侵害しないこと

エ 市の広告事業実施要綱及び広告掲載基準に適合すること

6 愛称の変更の制限（実施要綱第6条関連）

市民及び利用者の混乱を避けるため、原則としてネーミングライツの付与期間中に変更することはできない。ただし、パートナーの名称変更やその他やむを得ない事由があり、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

7 募集の手続き（実施要綱第8条関連）

（1）募集形式

市があらかじめ対象施設等を選定し、募集条件を提示する「特定募集型」とし、選定は、提出された応募書類に基づく「書類審査方式」により行う。

（2）募集要項の策定

「募集要項」を策定し、最低希望価格、ネーミングライツの付与期間、愛称の条件、その他募集に必要な事項を明示する。

8 選定方法（実施要綱第9条及び第10条関連）

（1）総合評価の考え方

選定に当たっては、資格審査で資格要件を満たしている応募者を対象に、提出された審査書類に基づき、ネーミングライツ料、愛称、地域貢献等を総合的に評価し、その結果を基に優先交渉権者を選定する。

応募者が複数いる場合は、優先交渉権者及び次点者の選定に係る審査を行い、1者である場合にあっては優先交渉権者の選定に係る審査を行う。なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、適当でないと認められる場合には、優先交渉権者として選定しない場合がある。

（2）ネーミングライツ審査委員会

ネーミングライツ審査委員会は次の委員をもって組織する。

委員長：副市長

副委員長：企画担当部長

委員：総務担当部長、財政担当課長、対象施設等所管部局長、必要に応じて、関連部門の担当部局長

（3）選考基準

ネーミングライツ審査委員会は次の視点から総合的に評価を行う。

	審査項目	審査内容	配点
ア	ネーミングライツ料	・最低希望価格との比較、対価としての妥当性	40
イ	愛称	・施設等のイメージにあっているか ・市民に親しみやすく、呼びやすいものであるか	20
ウ	地域貢献	・地域貢献や社会貢献等の理念 ・活動実績 ・今後の計画	10
エ	付帯提案	・施設等の維持管理、環境美化物品・設備の提供、広報連携、防災協力等、施設の魅力や利便性の向上に繋がる提案であるか	10
オ	企業の安定性・信頼性	・決算報告書から健全な財務状況であるか ・契約期間中の支払い能力を有しているか	5
カ	地域性	・応募時点で新居浜市内に本社又は本店を有しているか ・応募時点で新居浜市内に支社、支店、営業所、店舗等を有しているか	5
キ	ネーミングライツの付与期間	・継続的なパートナーシップが可能か	10

ア ネーミングライツ料（配点：４０点）

ネーミングライツ料について最も高い金額を提案した応募者に、配点の満点である４０点を点数とする。他の応募者の点数は、そのネーミングライツ料を最も高いネーミングライツ料で除して算出した率を配点の満点である４０点に乗じて得た点数とする。

※算出した点数に小数点以下の端数が生じた際には小数点以下を切り捨てする。

なお、すべての応募者の提案価格が最低希望価格未満の場合は、「最も高い金額を提案した応募者のネーミングライツ料」を「最低希望価格」に置き換えて点数を算出する。

※応募者のネーミングライツ料の提案金額が最低希望価格の２倍を超える場合は、評価の対象とする提案金額の上限を最低希望価格の２倍の額とし、２倍の金額を最高額として計算する。

※最低希望価格の５０％以下の場合は０点とする。

【基本算定式】

$40 \text{ 点} \times (\text{提案ネーミングライツ料} \div \text{最高提案ネーミングライツ料}) = \text{点数}$

【例】市（最低希望価格）：１００万円、Ａ者：４００万円、Ｂ者：１５０万円、Ｃ者：５０万円

Ａ者：４０点（最も高い金額を提案しているため、満点とする）

Ｂ者：４０点 $\times (150 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円} (\text{※})) = 30 \text{ 点}$

（※Ａ者の提案額が最低希望価格の２倍を超えるため、計算上の「最高提案額」は２００万円として計算する）

Ｃ者：０点（提案金額が最低希望価格の５０％以下であるため）

イ 愛称（配点：２０点）

愛称について、「施設等のイメージにあっているか」（１０点）、「親しみやすさ」・「呼びやすさ」（１０点）の評価ポイントから、５段階評価を行い、その評価点を２倍して得た点数とする。

評価ポイント（配点）	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	点数
施設等のイメージにあっているか（１０点）	1	2	3	4	5	評価点 $\times 2$
親しみやすさ（※１） 呼びやすさ（※２）（１０点）	1	2	3	4	5	評価点 $\times 2$

※親しみやすさとは、愛着を感じられることをいう。

※呼びやすさとは、わかりやすさ、読みやすさ、聞き取りやすさをいう。

ウ 地域貢献の取組（配点：10点）

地域貢献の取組について、「理念」（5点）、「実績及び今後の計画」（5点）の評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点で得た点数とする。

評価ポイント（配点）	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	点数
理念（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1
実績及び今後の計画（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1

エ 付帯提案（配点：10点）

「施設等の維持管理、環境美化物品・設備の提供、広報連携、防災協力等、施設の魅力や利便性の向上に繋がる提案であるか」の評価ポイントから、5段階評価を行い、評価点を2倍して得た点数とする。

評価ポイント（配点）	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	点数
施設等の維持管理、環境美化物品・設備の提供、広報連携、防災協力等、施設の魅力や利便性の向上に繋がる提案であるか（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2

オ 企業の安定性・信頼性（配点：5点）

応募企業等の安定性・信頼性について、「企業の安定性」の評価ポイントから、3段階評価を行い、その評価点で得た点数とする。

評価ポイント（配点）	劣っている	普通	優れている	点数
企業の安定性（財務状況）や事業実績（5点）	1	3	5	評価点×1

カ 地域性

地域性について、「市内の活動拠点」の評価ポイントから、次の区分により評価を行い、その評価点で得た点数とする。

※新居浜市内に本社（本店）＞支社・支店・営業所・店舗等＞活動拠点なしで評価

評価ポイント（配点）	市内に活動拠点を有しない	市内に支社、支店、営業所、店舗等を有する	市内に本社又は本店を有する	点数
地域性（市内の活動拠点）（５点）	１	３	５	評価点×１

キ ネーミングライツの付与期間（配点：１０点）

ネーミングライツの付与期間について最も長い期間を提案した応募者に、配点の満点である１０点を点数とする。他の応募者の点数は、その付与期間を最も長い付与期間で除して算出した率を配点の満点である１０点に乗じて得た点数とする。

※算出した点数に小数点以下の端数が生じた際には小数点以下を切り捨てる。

※ネーミングライツの付与期間が３年未満の提案は０点とする。

【基本算定式】 $10 \text{ 点} \times (\text{提案付与期間} \div \text{最長提案付与期間}) = \text{点数}$

【例】Ａ者：５年、Ｂ者：４年、Ｃ者３年

Ａ者： $10 \text{ 点} \times (5 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 10 \text{ 点}$

Ｂ者： $10 \text{ 点} \times (4 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 8 \text{ 点}$

Ｃ者： $10 \text{ 点} \times (3 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 6 \text{ 点}$

（４）優先交渉権者の選定方法

各委員の審査票の採点結果を平均した得点（小数点以下第２位を四捨五入し、小数第１位まで算定）により、最も点数が高い応募者を優先交渉権者とする。ただし、得点数が同一であった場合は、次のアからキの順に項目別平均点を比較し、得点が高い応募者を優先交渉権者とする。

ア ネーミングライツ料

イ 愛称

ウ 地域貢献

エ ネーミングライツの付与期間

オ 付帯提案

カ 企業の安定性・信頼性

キ 地域性

なお、上記全ての項目において同点の場合は、委員長のかじ引きにより優先交渉権者を決定する。

（５）失格基準

各委員の採点結果を平均した得点が６割に満たない場合には、応募者を失格とする。

9 ネーミングライツ料の納付及び返還（実施要綱第12条関連）

- (1) ネーミングライツ料は、契約に定める時期までに一括で納入しなければならない。
- (2) 既に納付されたネーミングライツ料は、原則として返還しない。
- (3) 市の責めに帰すべき事由（施設の廃止、用途変更等）により契約を解除した場合は、残期間に応じて月割り（年間料額÷12×未経過月数、端数切捨て）により算定した額を返還する。この際、利息は付さない。
- (4) パートナーの責めに帰すべき事由により契約を解除した場合、既に納付されたネーミングライツ料は返還しない。また、表示の原状回復に要する費用はパートナーの負担とする。

10 費用負担区分（実施要綱第13条関連）

	パートナー負担	市の負担
施設看板、案内標識等の表示変更費用（※1）	○	—
ネーミングライツの付与期間終了後の原状回復	○	—
パンフレット、封筒等の印刷物や市のホームページの表示変更（※2）	—	○

※1 市が管理する以外の道路標識や公共交通機関の表示変更が必要となる場合、関係機関との協議及びこれに伴う費用は原則としてパートナーの負担とする。

新たに市が設置する施設案内看板その他市長が認めるものの経費は、市とパートナーとの協議により費用負担の割合を決定するものとする。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期を踏まえパートナーと協議して決定する。

11 看板等の表示基準（実施要綱第14条関連）

看板等の表示にあたっては、以下の基準を遵守し、市長の承認を得るものとする。

- (1) 新居浜市景観計画及び愛媛県屋外広告物条例を遵守すること。
- (2) 派手な色彩を避け、周辺景観を損なわない色彩、意匠、大きさにすること。
- (3) 看板の設置、維持管理にあたっては、地震や強風に対する安全性を十分に確保すること。
- (4) 必要に応じて愛称と正式名称を併記すること

12 パートナーの責務（実施要綱第17条関連）

パートナーが第三者に損害を与えた場合の責任及び負担は、パートナーが負うものとする。ただし、具体的なリスク負担の内容については、募集要項及び契約において別に定めるものとする。

13 契約期間満了時の取扱い（実施要綱第18条関連）

- (1) パートナーが更新を希望する場合、期間満了前に協議を行うものとする。
- (2) 協議が整わない場合や、市が改めて公募を行うことが適当と判断した場合は、要綱第8条の規定により公募を行う。

14 その他（実施要綱第19条関連）

このガイドラインに定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。